



医療機関版

## NEWS LETTER

2023年11月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7イマス浜田ビル3階  
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

## 2024年度同時改定の注目点 医療編



来年度の診療報酬改定は6年に1度の介護報酬改定等との同時改定です。医療介護総合確保方針の節目の年でもあり、ポスト2025年、そして高齢者人口がピークを迎える2040年を視野に入れた重要な改定となります。

施行は2ヶ月遅く、6月1日から

## キーワード① 医療と介護の連携

同時改定のため、医療と介護の連携に力点が置かれ、高齢者施設における医療や認知症、訪問看護など、介護と密接なテーマが積極的に議論されています。「治す医療」「支える介護」という分担はあるものの、「生活への配慮」の視点が医療でもより重要視されており、「生活の質」「自分らしい生活」などの表現が頻繁に登場しています。かかりつけ医機能や在宅医療などの取組を通して、各医療機関が地域のニーズにあう役割を担えるよう、評価方法が検討されています。

## キーワード② 医師の働き方改革

2024年4月に始まる医師の働き方改革が、地方病院への医師派遣等にどう影響してくるのかも、重大な懸念材料です。過去の改定でも、地域医療体制確保加算の創設や施設基準の見直しが行われています。これらの効果や補助金とのすみ分けも含め、今後の評価のあり方が論点となっています。

## キーワード③ 医療DX

電子処方箋やサイバーセキュリティ攻撃への対応、医療従事者の勤務環境改善における評価等が議論されています。

なお、ソフトウェア改修の期間に配慮し、2024年度の診療報酬改定は通常より**2ヶ月遅い6月1日施行**となる見込みです。**薬価改定は従来どおり4月1日の施行**となります。これにより、患者の自己負担額も、4月と6月の計2回変わることになります。受付での説明や掲示など、周知の準備も必要となるでしょう。

2024年2月	上旬	答申
3月	上旬	告示
4月	1日	薬価改定施行
6月	1日	診療報酬改定施行
7月	10日	初回請求
9月		9月末まで経過措置

年末までに基本方針や改定率が示され、例年どおりですと、2月上旬の答申で個別項目の点数表が明らかになります。自院の医療サービスの提供体制をどう構築していくか、時代のニーズを俯瞰した長いビジョンで捉え、各施設基準に対応していくことが鍵となります。

診療報酬改定は、厚生労働省の中央社会保険医療協議会で検討されています。以下のサイトで経過をご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo\\_128154.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo_128154.html)

## 診療科目別の医業収益

ここでは、厚生労働省の調査結果※から、一般診療所(入院診療収益なし)の外来診療収益における保険診療収益を診療科目別にみていきます。

### 個人は精神科が1億円超に

上記調査結果から、診療科別・法人個人別に一般診療所の外来診療収益における保険診療収益(直近2期分)をまとめると、下表のとおりです。

個人の前年(度)をみると、全体が7,252万円の前々年(度)に比べて8.0%の減少となりました。収益に占める割合(構成比率)は89.0%でした。

診療科別の前年(度)をみると、精神科だけが1億円を超えて最も高くなりました。次いで、整形外科と眼科が9,000万円を超えました。前々年(度)からの伸び率では、精神科以外は、減少しています。特に小児科と耳鼻咽喉科では10%以上の減少です。収益に占める割合では、小児科と産婦人科を除いて80%以上となっています。

### 医療法人はその他が3億円超に

医療法人の前年(度)をみると、全体は1億2,491万円、前々年(度)に比べて5.2%の減少となりました。収益に占める割合は85.2%です。

診療科目別の前年(度)では、その他が3億円を超えて最も高くなりましたが、前々年(度)より2.4%減少しました。小児科と耳鼻咽喉科を除く他の診療科では1億円を超える状況です。前々年(度)からの伸び率では、すべて減少しました。収益に占める割合では、個人と同様に小児科と産婦人科を除いて80%以上となっています。

この調査結果は時期的にはコロナ禍も含まれ、医療機関にとっては厳しい状況であったことがうかがえる結果といえましょう。

一般診療所(入院診療収益なし)の外来診療収益における保険診療収益(千円、%)

	個人					医療法人				
	金額		構成比率		金額の伸び率	金額		構成比率		金額の伸び率
	前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)		前々年(度)	前年(度)	前々年(度)	前年(度)	
全体	78,831	72,520	89.4	89.0	-8.0	131,790	124,910	85.9	85.2	-5.2
内科	67,789	61,234	90.1	89.1	-9.7	117,917	113,178	86.4	86.1	-4.0
小児科	52,924	44,004	69.2	65.6	-16.9	98,858	87,284	66.5	63.2	-11.7
精神科	140,741	142,024	93.0	93.3	0.9	186,344	174,410	93.6	91.5	-6.4
外科	89,342	81,291	95.7	95.8	-9.0	124,296	115,539	82.8	80.9	-7.0
整形外科	98,064	92,659	83.6	83.9	-5.5	142,870	135,883	80.3	80.4	-4.9
産婦人科	82,001	80,260	72.0	74.3	-2.1	110,639	110,367	67.3	69.9	-0.2
眼科	98,315	92,294	93.6	94.4	-6.1	167,789	161,678	94.5	94.9	-3.6
耳鼻咽喉科	86,624	72,241	97.4	96.7	-16.6	104,134	86,441	97.9	96.8	-17.0
皮膚科	78,881	77,508	86.5	86.4	-1.7	111,408	107,168	87.4	86.5	-3.8
その他	84,879	84,569	97.2	96.9	-0.4	321,685	313,818	96.1	94.2	-2.4
【参考】歯科	38,421	37,681	81.4	82.2	-1.9	77,171	76,182	74.0	73.1	-1.3

厚生労働省「第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)」より作成

※厚生労働省「第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)」

この調査結果は、2021年(令和3年)11月発表の最新のものです。また、ここで紹介した数値は、2021年3月末までに終了する直近の2事業年(度)のもので、参考として紹介した歯科診療所の数値には、入院患者の医療に係る収益も含まれます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/jittaityousa/23\\_houkoku.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/jittaityousa/23_houkoku.html)

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『大幅な引上げとなる地域別最低賃金と月給者の確認』



今年入職した正職員には、月額18万円（基本給：月額16万円、皆勤手当：月額1万円、通勤手当：月額1万円）の給与を支給しています。今年度は最低賃金が大幅に引上げとなったと聞きました。そのため、月給者の給与が最低賃金を下回るかもしれないと心配しています。



月給者も時給者と同様に最低賃金額以上の給与を支給する必要があります。月額で支給する給与を、所定労働時間に基づき時給に換算し、最低賃金と比較します。なお、支給している給与のうち皆勤手当、通勤手当等については、最低賃金の確認において除外して計算する必要があります。

#### 詳細解説：

#### 1. 最低賃金制度

最低賃金制度とは、法律に基づき国が賃金の最低限度額を定め、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとするものです。最低限度額であるため、最低賃金額を下回る給与と気づかずに支払っていたときはもちろん、仮に医院と職員で最低賃金を下回る賃金額での支払いに合意したとしても無効となり、最低賃金額と同額の賃金を支払うこととなります。



- 深夜割増手当など、深夜の労働に対して支払われるもの(割増分のみ)

その他、毎月支払われる給与であっても、精皆勤手当、通勤手当および家族手当も除外して計算することになっています。

#### 3. 月給者の最低賃金の確認方法

月給者の給与が最低賃金額以上の金額で支払われているかの確認は、 $[\text{月給} \div 1 \text{ヶ月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}]$ で行います。1ヶ月の平均所定労働時間は、 $[1 \text{年間の所定労働時間} \div 12 \text{ヶ月}]$ で計算することになっており、例えば、1日8時間、年間の所定労働日数240日の場合、1ヶ月の平均所定労働時間は、 $[8 \text{時間} \times 240 \text{日} \div 12 \text{ヶ月} = 160 \text{時間}]$ となります。質問のケースに当てはめると、 $[(18 \text{万円} - 2 \text{万円(皆勤手当および通勤手当)}) \div 160 \text{時間} = 1,000 \text{円}]$ となり、これと最低賃金を比較します。

#### 2. 最低賃金から除外される賃金

月給制で支給している給与においては、毎月支払われる給与が最低賃金を確認するときの対象となります。その際、次の給与については除外して確認する必要があります。

- 結婚祝い金など、臨時に支払われるもの
- 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われるもの
- 残業代など、所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われるもの
- 休日出勤手当など、所定労働日以外の日の労働に対して支払われるもの

月給者の給与は時給額に換算して比較する必要があるため、確認がもれやすく注意が必要です。大幅な引上げとなったこの機会に、最低賃金を下回っていないかを確認しておきましょう。

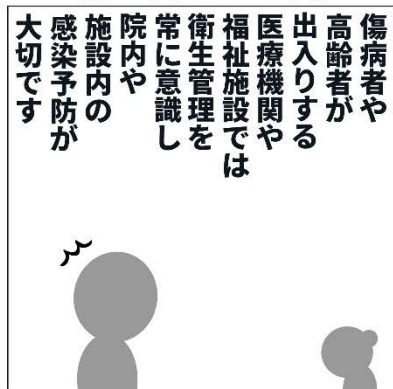


# 事例で学ぶ4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

## 『衛生管理を意識』



### 衛生管理を意識



## ワンポイントアドバイス

アイさんは、真井さんへ元気に挨拶をし、目線をあわせて会話をしています。

ですが、その姿を見たマナ先輩は困っています。なぜでしょうか。

よく見ると、アイさんは真井さんと目線をあわせるため、立膝をしています。

この姿勢は、医療機関において適切といえるでしょうか。

医療機関は、身体の弱い方が出入りするところです。衛生管理を意識し、清潔さを心がけ、掃除なども徹底されているでしょう。

しかし、どれほど掃除がなされていても、(重力は上から下へ向かっていますので)床は衛生的とはいえません。

故に、医療スタッフは、**意識的に床への接触を避けて行動をしなければなりません。**それが、直接的であっても間接的であっても、同様です。

今回のケースでは、目線を低くすることと同時に衛生面の配慮をしつつ、床に膝が触れないようにかがむ姿勢がよいでしょう。

また、仮に接触を避けられない場合には、細心の注意が求められます。

物理的にも精神的にも感染予防を心がけ、患者様に安心していただけるような行動ができると、さらに素晴らしい対応になるでしょう。